

協議第37号

一部事務組合等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	13 一部事務組合等の取扱い
<p>1 北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>2 南十勝3町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する。</p> <p>3 南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>	

「協議第37号 一部事務組合等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	13 一部事務組合等の取扱い
調整の内容	<p>1 北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>2 南十勝3町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する。</p> <p>3 南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合	<p>【北海道市町村職員退職手当組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和32年1月1日 ・ 事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館内 ・ 構成市町村 道内313の市町村及び一部事務組合等 ・ 設置目的 組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理と、市町村職員の福祉の増進をはかり市町村の財政の安定と健全化に寄与することを目的とする。 ・ 処理事務 組合市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理 ・ 負担金額（平成15年度決算額） 幕別町 175,325千円 忠類村 40,410千円 		<p>北海道市町村職員退職手当組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合(つづき)	<p>【北海道市町村総合事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 平成7年4月1日 ・ 事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館内 ・ 構成市町村 道内315の市町村及び一部事務組合等 ・ 設置目的 組合構成団体の次項に掲げる事務の共同処理 ・ 処理事務 <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務 水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務 消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務 非常勤消防団員に係る償じゅつ金授与に係る事務 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基く非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定に基く非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務 <p>、 の事務のみ2町村とも共同処理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担金額(平成15年度決算額) <ul style="list-style-type: none"> 幕別町 1,396千円 忠類村 237千円 		<p>北海道市町村総合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合(つづき)	<p>【北海道市町村備荒資金組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和31年2月1日 ・ 事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館内 ・ 構成市町村名 道内212市町村 ・ 設置目的 組合を組織する市町村の災害による減収の補てんに関する事務及び災害応急復旧事業の費用に充てるための積立金に関する事務を共同処理し、もって相互の福祉増進をはかり市町村の財政の安定と健全化に寄与すること。 ・ 処理事務 <ul style="list-style-type: none"> 普通納付金の災害支消 災害対策資金(無利子)の貸付 短期資金貸付 車両譲渡事業 防災資機材譲渡事業 地域整備促進事業資金(地方債資金)貸付 		<p>北海道市町村備荒資金組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合（つづき）	<p>【北海道町村議会議員公務災害補償等組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和43年5月1日 ・ 事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館内 ・ 構成市町村名 道内の305の町村及び一部事務組合等 ・ 設置目的 地方公務員災害補償法第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から総合的に統一完備することによって、町村財政の安定と健全化をはかり、併せて、地方公務員等共済組合法第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。 ・ 処理事務 組合町村の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する。 ・ 負担金額（平成15年度決算額） 幕別町 87千円（3,450円×25人＝86,250円） 忠類村 35千円（3,450円×10人＝34,500円） 		北海道町村議会議員公務災害補償等組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。

区 分	現 況		調整の具体的内容																		
	幕別町	忠類村																			
一部事務組合(つづき)	<p>【十勝圏複合事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 平成元年11月24日 ・ 事務所の所在地 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所内 ・ 構成市町村 管内20市町村 ・ 設置目的 組合構成団体の次項に掲げる事務の共同処理 ・ 処理事務 十勝広域市町村圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理、運営に関する事務 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務 ・ 負担金額(平成15年度決算額) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広域事業分</th> <th>看護学院分</th> <th>研修センター-運営分</th> <th>研修センター-建設分</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別町</td> <td>2,673千円</td> <td>6,545千円</td> <td>1,464千円</td> <td>31,010千円</td> <td>41,692千円</td> </tr> <tr> <td>忠類村</td> <td>581千円</td> <td>1,200千円</td> <td>498千円</td> <td>730千円</td> <td>3,009千円</td> </tr> </tbody> </table>			広域事業分	看護学院分	研修センター-運営分	研修センター-建設分	合 計	幕別町	2,673千円	6,545千円	1,464千円	31,010千円	41,692千円	忠類村	581千円	1,200千円	498千円	730千円	3,009千円	<p>十勝圏複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>
	広域事業分	看護学院分	研修センター-運営分	研修センター-建設分	合 計																
幕別町	2,673千円	6,545千円	1,464千円	31,010千円	41,692千円																
忠類村	581千円	1,200千円	498千円	730千円	3,009千円																

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合(つづき)	<p>【十勝環境複合事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和59年4月1日 ・ 事務所の所在地 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所内 ・ 構成市町村 管内14市町村(帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町) ・ 設置目的 組合を組織する市町村のごみ・し尿処理及び下水道施設の管理運営に係る共同事務を行い、財政の安定と健全化に寄与することを目的とする。 ・ 処理事務及び関係市町村 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (関係市町村：14市町村) ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務 (関係市町村：帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、豊頃町) 十勝川流域下水道施設の管理運営に関する事務 (関係市町村：帯広市、音更町、芽室町、幕別町) ・ 負担金額(平成15年度決算額) 182,109千円 	<p>【南十勝3町村複合事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和44年2月4日 ・ 事務所の所在地 広尾郡大樹町字石坂543番地の1 ・ 構成市町村 管内3町村 (大樹町、広尾町、忠類村) ・ 設置目的 組合を組織する町村のごみ・し尿処理及び火葬場の管理運営に係る共同事務を行い、財政の安定と健全化に寄与することを目的とする。 ・ 処理事務及び関係町村 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (関係町村：大樹町、広尾町、忠類村) 平成17年度から十勝環境複合事務組合に加入し、共同処理を行う予定。 ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務 (関係町村：大樹町、広尾町、忠類村) 小動物焼却処理施設の設置及び管理に関する事務 (関係町村：大樹町、広尾町、忠類村) 火葬場の設置及び管理運営に関する事務 (関係町村：大樹町、忠類村) ・ 負担金額(平成15年度決算額) 45,781千円 	<p>南十勝3町村複合事務組合については、忠類村は合併の前日をもって脱退し、新町として合併の日に加える。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容												
	幕別町	忠類村													
一部事務組合(つづき)		・財産 公共用財産 その他の施設 土地 46,001m ² 建物 4,191m ² (木造233m ² 、非木造3,958m ²) 物品 小型貨物自動車 3台 ダンプ 1台 タイヤショベル 1台 小型特殊自動車 1台 (フロンガス回収車) フォークリフト 1台 計 7台 地方債残高 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="1102 826 1720 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>元 金</th> <th>利 子</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,119,173</td> <td>97,005</td> <td>1,216,178</td> </tr> <tr> <td>(うち忠類分)</td> <td>111,917</td> <td>9,700</td> <td>121,618</td> </tr> </tbody> </table>		元 金	利 子	合 計		1,119,173	97,005	1,216,178	(うち忠類分)	111,917	9,700	121,618	
	元 金	利 子	合 計												
	1,119,173	97,005	1,216,178												
(うち忠類分)	111,917	9,700	121,618												

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合(つづき)	<p>【東十勝消防事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和45年9月1日 ・ 事務所の所在地 中川郡幕別町錦町90番地 ・ 構成市町村 管内4町(幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町) ・ 派遣職員 消防本部消防長は幕別町から出向 本部職員5名は幕別消防署から出向 ・ 処理事務 消防に関する事務を共同処理する ・ 負担金額(平成15年度決算額) 477,394千円 ・ 財産(平成15年度末) 公有財産 土地 1,309㎡ 建物 11,362㎡(うち幕別分4,383㎡) (木造1,087㎡、非木造10,275㎡) 防火水槽 203基(うち幕別分54基) 物品〔()はうち幕別分〕 消防ポンプ自動車 29台(9台) 救急自動車 6台(2台) 小型動力ポンプ 14台(2台) 小型動力付ポンプ積載車 6台(1台) 小型動力ポンプ付水槽車 7台(2台) 救助工作車 2台(1台) 林野火災工作車 1台 	<p>【南十勝消防事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和46年2月25日 ・ 事務所の所在地 広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地 ・ 構成市町村 管内5町村(広尾町、大樹町、忠類村、更別村、中札内村) ・ 派遣職員 消防本部消防長は広尾町から出向 本部職員5名は広尾消防署から出向 ・ 処理事務 消防に関する事務を共同処理する ・ 負担金額(平成15年度決算額) 173,950千円 ・ 財産(平成15年度末) 公有財産 土地 23,631㎡ 建物 7,837㎡(うち忠類分558㎡) (木造259㎡、非木造7,578㎡) 防火水槽 189基(うち忠類分18基) 物品〔()はうち忠類分〕 消防ポンプ自動車 22台(2台) 救急自動車 6台(1台) 小型動力ポンプ 3台 小型動力付ポンプ積載車 3台(2台) 小型動力ポンプ付水槽車 3台 救助工作車 1台 林野火災工作車 0台 	<p>南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区 分	現 況				調整の具体的内容																									
	幕別町		忠類村																											
一部事務組合(つづき)	<p>指揮車・広報車・連絡車・その他 28台(8台) 地方債残高 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元 金</th> <th>利 子</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>838,638</td> <td>151,684</td> <td>990,322</td> </tr> <tr> <td>(うち幕別分)</td> <td>333,148</td> <td>92,047</td> <td>425,195</td> </tr> </tbody> </table>					元 金	利 子	合 計		838,638	151,684	990,322	(うち幕別分)	333,148	92,047	425,195	<p>指揮車・広報車・連絡車・その他 16台(1台) 地方債残高 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元 金</th> <th>利 子</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>932,293</td> <td>220,173</td> <td>1,152,466</td> </tr> <tr> <td>(うち忠類分)</td> <td>22,710</td> <td>1,411</td> <td>24,121</td> </tr> </tbody> </table>		元 金	利 子	合 計		932,293	220,173	1,152,466	(うち忠類分)	22,710	1,411	24,121	
	元 金	利 子	合 計																											
	838,638	151,684	990,322																											
(うち幕別分)	333,148	92,047	425,195																											
	元 金	利 子	合 計																											
	932,293	220,173	1,152,466																											
(うち忠類分)	22,710	1,411	24,121																											
機関の共同設置	<p>【東十勝介護認定審査会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立年月日 平成11年7月1日 ・事務所の所在地 中川郡幕別町新町122番地の1 幕別町保健福祉センター内 ・構成市町村 管内4町(幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町) ・設置目的 介護保険制度における審査及び判定等(審査判定業務)を行うため、介護認定審査会を共同で設置し、審査会委員の確保を容易にするとともに、審査判定業務の公平性と、事務処理の効率化を目的とする。 ・処理事務 介護保険制度における審査及び判定等(審査判定業務) ・負担金額(平成15年度決算額) 4,103千円 				<p>【南十勝介護認定審査会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立年月日 平成11年7月1日 ・事務所の所在地 広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1 広尾町役場内 ・構成市町村 管内5町村(広尾町、大樹町、忠類村、更別村、中札内村) ・設置目的 介護保険制度における審査及び判定等(審査判定業務)を行うため、介護認定審査会を共同で設置し、審査会委員の確保を容易にするとともに、審査判定業務の公平性と、事務処理の効率化を目的とする。 ・処理事務 介護保険制度における審査及び判定等(審査判定業務) ・負担金額(平成15年度決算額) 2,095千円 	南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。																								

一部事務組合等の取扱いに関する法令

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(一部事務組合等に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項及び次条第4項第1号において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第9条の3 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

3 第1項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場

合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

2 次条第2項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して30日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者(地方自治法第287条の2第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第285条の一部事務組合にあつては、理事会。次項及び次条において同じ。)又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

3 市町村の合併の日前に地方自治法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第2号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならない。

6 第2項及び第3項に定めるもののほか、第1項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第9条の4 合併関係市町村の長は、地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(次項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第7条第1項又は第3項の規定による申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

先進事例

はつかいちし 廿日市市(広島県)

- (1) 佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。
- (2) 佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。
- (3) 佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務の委託をするものとする。

ふちゅうし 府中市(広島県)

- (1) 府中市と上下町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって上下町は脱退するものとします。
- (2) 上下町が加入している甲双衛生組合については、合併の前日をもって脱退するものとし、合併時に府中市が新たに加入するものとします。
- (3) 上下町が加入している広島県市町村公務災害補償組合及び広島県市町村退職手当組合については、合併の前日をもって脱退するものとします。

ひたちおおみやし 常陸大宮市(福島県)

- (1) 大宮地方広域組合で行っている消防業務、及び消防に関する財産(負債を含む。)については、すべて新市に引き継ぐものとする。
また、消防業務に係る職員の取扱いについては、新市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 山方町、美和村、緒川村、御前山村は、加入している大宮地方広域組合、茨城県市町村総合事務組合、及び茨城租税債権管理機構を合併の日の前日をもって脱退する。
- (3) 山方町、美和村、緒川村は、加入している大宮地方環境整備組合、茨城北農業共済事務組合を合併の日の前日をもって脱退する。
- (4) 御前山村は、加入している城北地方広域事務組合、水戸地方農業共済事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (5) 御前山村は、加入している水戸地方広域市町村圏事務組合、水戸地方広域市町村圏協議会を合併の日の前日をもって脱退する。
- (6)～(9) 略

せきし 関市(岐阜県 合併予定-平成17年2月7日)

- 1 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町がそれぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。
- 2 洞戸村、板取村及び武芸川町が加入する岐北衛生施設利用組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市が合併の日をもって当該組合に加入する。